大阪市告示第1522号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第２項の規定に基づき、平成23年大阪市告示第527号（土壌汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている区域の指定）で指定した特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）の一部の指定を解除する。

なお、詳細については、大阪市環境局環境管理部環境管理課に台帳を据え置いて縦覧に供する。

令和８年11月13日

大阪市長　　横　山　英　幸

１　指定を一部解除する形質変更時要届出区域

大正区船町二丁目15番９の一部

２　土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第１項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類

ジクロロメタン、１，１-ジクロロエチレン、シス-１，２-ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物、有機りん化合物

３　土壌汚染対策法施行規則第31条第２項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類

カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物

４　当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置

土壌汚染状況調査の追完による基準適合の確認

（環境局環境管理部環境管理課）